

令和元年第8回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年8月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後4時15分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 川口 美和子 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第28号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名

これより、本日の会議に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は14番、1番をお願いします。

議 長

日程第2 議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について

日程第2 議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

12番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

12番

先週、2番（推進委員）と現地を確認し、申請人に話を伺いました。申請地はかわせみ街道にある馬金会館から高麗神社方面に200mほど進んだところに位置します。本件は申請人の自宅が道路に接していないという理由から、進入路部分の申請となっております。現地はもともと進入路として使用していたため、舗装されている状態でした。

議 長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

3番

昨日の夕方に申請地を確認し、申請人の話を伺いました。申請地は高萩小学校の東の通りを入っていったところに位置し、蕎麦屋の駐車場の向かいです。現在は庭の状態でした。申請人に話を伺ったところ、先代が家を建てた際に1mから1.5mほど宅地部分からはみ出していたため、適法状態にしたとのことから申請に至っております。

議 長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

<p>事務局 議長 12番</p>	<p>〈議案朗読〉 12番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は先ほどの農地法4条の案件の東側に隣接する土地になります。譲渡人に話を伺ったところ、譲受人は年齢〇〇歳の公務員とのことでした。申請地の周辺には農業用倉庫がありましたが、現在、申請地周辺は畑の状態でした。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 1番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 1番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 先日、現地を確認しました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、実家に近接した土地に住宅を建築したいため、申請に至っております。申請地には現在30cmから40cmほどの草が生えていました。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 14番</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 24日に現地を確認しました。申請地は大谷沢の農村広場の信号を東に進み、圏央道の下をくぐり、50mほど東に進んだ先に位置します。譲受人は6年前に空き家を購入し、申請地を土地所有者から借りて家庭菜園をしていたとのことです。現在、申請地には里芋が作付けされておりました。自宅に入る進入路の幅が2mであり、高齢者送迎用のマイクロバスが入れないため、進入路幅の拡張のため、申請に至っております。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

日程第4 議案第28号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第4議案第28号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議 長

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、川越日高県道の高麗本郷交差点をカワセミ街道に入り、高麗神社方面に向かい約200m先に位置します。

現地の状況ですが、道路側の一部に砂利が敷いてある状態で、奥側は保全管理されていました。なお、申請地とされていない部分については、畑として耕作されていました。

借受人は〇〇市に所在を置き、2001年からNPO法人として、保育事業を運営しています。主な事業内容としては、認可保育園の経営や子育て支援センターの経営を受託するなどの保育事業を行っています。

今回の計画の趣旨としましては、保育事業を展開する中で、自然と触れ合う遊びを体験と称して、川遊びや山遊びなどを行っていますが、その中に農業体験を取り入れ、農作業を通じて食の大切さや感謝の気持ちを感じさせたいなど、体感的な食育を目的に事業計画をたてたものです。

日高市を体験場所と選定した理由は、自然環境の中で、川遊び、山遊び、ハイキングなど一体とした計画が立てられる場所ということ、また、遠足の聖地とされており、巾着田、日和田山という観光地名称にも惹かれたとのことです。

申請地の利用計画につきましては、園児が作業及び収穫が行いやすい野菜を作付けするとしています。なお、体験する人数は、保育園などに在籍する園児約150名を対象としています。

また、申請地の管理、運営につきましては、農業責任者を設置し、適正な農地管理を行うとしています。なお、借受人において、申請地近隣に住む農業経験及び知識を持つ方と接触しているようで、農業指導をしていただくと聞いています。

なお、NPO法人ですので、農地の権利取得が可能な法人ではありますが、今回の利用権設定は解除条件付きの利用権となります。

議 長

質疑がありましたらお願いします。

12番

保育園の所在地はどこですか。

事務局

〇〇市になります。

12番

園児の借受地までの移動手段を教えてください。

事務局

おそらくバスで移動すると思われます。

2番

解除条件付き利用権設定について説明をお願いします。

事務局

解除条件付き利用権設定については適正な利用がされていない場合に原状回復し、土地所有者に農地を返却する条件を付した利用権設定になります。

14 番 事 務 局	期間終了後に更新をする予定はありますか。 事業運営が順調であれば、更新するものと思われます。
2 番 事 務 局	借り受ける年数については制限がありますか。 特にありません。
12 番 事 務 局	なぜ、一部での借り受けとなっているのですか。 借受地の東側については、土地所有者またはその知り合いが作物を栽培しているため、利用していない西側のみを借り受ける計画となっています。
14 番 事 務 局	農業責任者が設置されるのはいいことだと思います。 法人に所属する人間で飯能市に住んでいる者がおり、地元に通じているため、農業責任者となっております。
12 番 事 務 局	園児が農作業をするに伴って、水道などが必要になるとは思いますが、どのような計画となっていますか。 水道を畑に引き込むことについては検討中であり、貸付人も協力すると聞いています。
5 番 事 務 局	園児の農作業については、水道以外にもトイレも必要だと思います。 仮設トイレの設置を目的とした農業用施設の届出も考えているとのことです。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議 長	日程第 5 議案第 29 号 農業振興地域整備計画の変更について 日程第 5 議案第 29 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局 議 長	<説明> 質疑がありましたらお願いします。
12 番 事 務 局	事案番号 6 についてですが、どこから公共移転するのですか。 〇〇市の〇〇になります。
12 番 事 務 局	他に候補地はなかったのですか。 他にも候補地はありましたが、事業計画が達成できないという理由から断念しています。
2 番 事 務 局	編入案件についてですが、すでに住宅は建築されているのですか。 すでに住宅は建築されており、当初の敷地設定が広すぎたため、残地を農用地へ編入する案件になります。
議 長	質疑がありましたらお願いします。

委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、意見はないものとして回答することよろしいでしょうか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は、「意見なし」で回答します。
議長 委員 議長	日程第6 専決処分の報告について 日程第6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印